

視聴報告 2月11日（土）報道特集

○特集1：共謀罪3度の廃案と新法案

参議院議員会館で「共謀罪」がテーマの勉強会開催。過去3度廃案となったが、「共謀罪」が今国会で政府は「テロ等準備罪」と名前を変えて提出される。政府は国連で採択された「国際組織犯罪防止条約（TCO条約）」締結のために必要としているが、勉強会で共産党・山添拓議員、民進党・階猛議員らから批判の声が上がった。同会の講師を務めたのは平岡秀夫弁護士で、民主党政権時代に法務大臣を担った。この「共謀罪」をめぐる有権者からは賛否両論が出た。

TCO条約には187の国と地域が加盟しており、締結後には各国との捜査協力及び容疑者引き渡しが可能となる。政府が同条約の締結に必要としているのが「テロ等準備罪」で、対象は重大犯罪を目的とする集団のみで準備行為がなければ逮捕できないと説明している。例えばテロ組織が飛行機をハイジャックし、ビルへのテロを計画した場合、メンバーの1人が航空券を手配しても現行の法律ではメンバー全員を検挙できないとしている。だが、民進党の福山哲郎議員は刑法の教科書3冊に基づき、「3冊とも予備罪で検挙可能とある」と指摘。金田勝年法相は「裁判例を見ると、組織的殺人の予備罪にあたらぬ場合もある」と説明するも、直接の判例はないと答弁。

テロ組織が殺傷能力の高い化学薬品を製造し、大量殺人を計画した場合、政府は化学薬品の一部を入手してもサリン等特定の薬品を取り締まる現行の法律では検挙できないケースがあるとする。民進党・山尾志桜里議員は「サリン等にあたらぬが殺傷能力の高い薬品を挙げて下さい」と問うと、金田勝年法相は「具体的な薬品を想定しているわけではない」と答弁。成案が出た段階で、法務委員会でしっかり議論したいとしている。審議は何度も中断し、与党の理事が法相へアドバイスする場面も目立つ。

法務省から法案の国会提出後に議論すべきという異例の文書がマスコミ各社に配られ、野党は「質問封じだ」と強く反発。金田勝年法相は同文書を撤回して謝罪するも、民進党の階猛議員らは厳しく追求。そして野党4党は法相の辞任を求める方針で一致。

「テロ等準備罪」について刑法学者ら150人が反対声明を発表。京大・高山佳奈子教授は「テロ対策のための必要な法律はもう十分にある。新しい法律をさらに広く作ることで、新たに守ることのできる自由はない」と指摘。むしろ、デメリットの方が大きいとの由。同教

授は東京五輪誘致に必要な法律を検討する文科省 WG で座長を務めたが、そこで俎上に上がったのはドーピング対策だけだったと証言。東京五輪に向けて「テロ等準備罪」は必須としている今の政府の主張には疑惑があるという。刑法学者らが懸念しているのは「テロ等準備罪」が通信傍受法の対象になることで、金田勝年法相は通信傍受の可能性を否定しない。

野党及び日弁連は「現行法だけでも十分に条約を締結できる」と主張。また、海渡雄一弁護士は「日本政府は共謀罪を導入しなくとも、国際組織犯罪に加盟できる道を模索していた」と指摘。ある協議を境に日本政府の態度が一変、当該資料は黒く塗りつぶされていた。海渡弁護士は「条約を批准するために国内法全部そろえてからでないとは批准できないというそのものはない」と話す。

「共謀罪」はこれまでに3度審議されるも、世論の強い反発などから廃案に。2006年には犯罪実行前、どの段階で共謀が成立するのかという論議が行われ、法務省は「瞬きでも共謀が成立しうる」と答弁。早川忠孝弁護士は「国際組織犯罪防止条約」の加盟のためには「共謀罪」は必要との立場だが国会で深まらない議論に懸念を示し、「変な方向に流れてしまう危険性はある」と吐露。適用対象ではない一般市民団体に対して、仮に適用してしまった場合などの仕組みを用意しておく必要があると話す。

日下部キャスター「政府はオリンピック・パラリンピック開催のために必要としていますが、招致の際には問題にされていなかったと高山・京大教授は証言しているんですね。本当の狙いはどこにあるのでしょうか？」

金平キャスター「(治安維持法成立時の新聞を掲げ) 史上最悪の法律と言われた治安維持法の成立の時にもこんな紙面でした。『伝家の宝刀に過ぎぬ』などと報道されていました」

(検証者所感)

まず、テロ等準備罪に賛成の法律家・法学者からのコメントが取れていないのは放送法4条1項4号に反するのではないか(私の知る範囲でもテロ等準備罪に反対していない法律家は存在する)。また民進党・福山議員が「刑法の教科書3冊では否定的」と質問する様子を流す、高山・京大教授(刑法学)のコメントを紹介するなどしていたが、そもそも刑法は学説の幅が広いので、これらをもって刑法学を代表する見解であるかのように言うのは、やはり法4条1項4号に違反すると思われる。また、日下部キャスターの「本当の狙い」発言、金平キャスターの治安維持法への言及などは、印象操作の感が拭えないものであった。

(特集②は「離婚後の親子関係－親権をめぐる」。特に問題は見られなかった)